相続支援コンサルタントの資格取得者1000名超

勉強会通じオーナーの資産を把握し助言

全財産の把握 最善の提案に必須

アート不動産（岩手県盛岡市）は2014年から相続の勉強会をスタートし、今年6月には盛岡アート相続サポートセンターを立ち上げた。

現在、相続支援コンサルタントの資格を持っているのは、上級が櫻井竜三執行役員1名で、他に一般が1名いる。櫻井執行役員は「相続コンサルをやろうと考えたきっかけは、管理を受託しているオーナーが相続で兄弟ともめて、民事裁判になり和解金を支払うことになったことから。事前に相続についての情報をオーナーに伝えておけば、争いは避けられたのではないかと考えた」と話す。

はじめは同社の会議室で櫻井執行役員と、声掛けをしたオーナー2人の小さな会から始めた。自ら50ページのテキストを作り、相続全般の知識をわかりやすく伝えることに骨を折った。現在では毎月1回セミナーを行い、10人ほどが参加するという。

「セミナーがきっかけで相談を受けるうちに、総資産を正確に把握していないと、オーナーのための提案ができないと思った」と実感している。

築50年以上になる物件を1棟だけ管理委託している男性がセミナーにきて、話をしていくうちに、実はそれ以外にも土地の資産があり、最高税率にかかりそうだったという。

また、オーナーによっては、物件を多数保有していてもキャッシュフローが厳しく、管理会社として空室対策に有効だと思い提案したリフォームが家主の首を絞めてしまう可能性もあり、最善の提案には全財産の把握が不可欠だという。

6月から組織を挙げて相続ビジネスに力を入れる。8月27日には地元の生協と提携して組合員向けにセミナーを行う。今後は、古い貸し家などを持つ自主管理のオーナーに声掛けをし管理受託につながれば、と櫻井執行役員は期待を寄せる。